

秘密保護法を考える超党派の議員と市民による第3回省庁交渉(第5回勉強会)議事録(20131118版)

日時：2013年10月31日(木) 10:00-12:00

場所：参議院議員会館講堂

対応省庁

内閣官房

橋場健氏(内閣情報調査室参事官)

早川智之氏(内閣情報調査室参事官)

防衛省

大和太郎氏(防衛政策局調査課長)

外務省

鈴木誉里子氏(大臣官房情報防護対策タスクフォース次長)

熊谷裕之氏(大臣官房総務課課長補佐)

警察庁

村田隆氏(警備局警備企画課長)

小林雅哉氏(警備局警備企画課課長補佐)

総務省

福田雅樹氏(人事・恩給局参事官室企画官)

岡亮宏氏(人事・恩給局[服務・勤務時間係]参事官補佐)

質問・発言

国会議員

マスコミ

市民団体ほか

趣旨説明と概要

山田議員

お時間になりました。まもなく秘密保護法を考える超党派の議員と市民の省庁交渉第3回勉強会を開催したいと思います。よろしいでしょうか。それではお時間となりましたので、これから秘密保護法を考える超党派の議員と市民による第3回省庁交渉、勉強会としては

もう第5回を数えることになりましたが、始めさせていただきたいと思います。3回にわたり司会をさせていただいております、私、参議院議員の山田太郎と申します。どうかよろしく願いいたします。

(一同 拍手)

山田議員

さて、まあ今回、3回、トータルですね。1時間半ずつ2回で3時間。今日も2時間ばかりお時間をいただいておりますので、4時間から5時間、議論をしてきたこととなります。今日、ほんとに回を重ねてですね、いよいよ中身についても少しずつわかってきた感がありますが、今日もほんとに省庁の皆様ですね、内閣官房、防衛省、外務省、警察庁、法務省。まあ大変重要法案ということの位置づけで、こういった会議にご参加いただきました。いろいろ丁寧に答えていただいているというふうに思いますので、まず最初にですね、御礼申し上げたいと思います。ほんとにいつもありがとうございます。そして今日お集まりいただきました、市民の皆様、それから、国会議員、国会議員ちょっと遅れていろいろ委員会等もあるようですから、参加が増えてくるとは思いますけども、こういった皆様と一緒にこの勉強会を重ねていきたいというふうに思います。今日の内容なんですけれども、前半、前回と同じように、私のほうが皆様から集めた質問、それから前回までの積み残しの内容に関して、まとめさせていただいてます。これはいつも時間がなくなってしまうので、スムーズにやらせていただいて、今日はできるだけ会場のほうから、質問をいただけるような会にしたいなあというふうにも思っております。そういった意味でちょっと整理をここでしておきたいんですが、回も重ねまして、第1回、それから第2回というふうにやっています。今回、論点整理をさせていただきまして、皆様のお手元のほうにはまだお配りはしてないんですが、一応確認できたような内容、それから、討議中事項といったことをですね、ちょっと水掛け論になってしまっているところがあるので、これは一応、討議中の事項、それから、まだヒアリングできてない追加的な内容といったところ。とくにこの2番と3番を中心に、今回、第3回というものをさせていただければなあというふうに思っております。その前に、まずですね、今日、省庁の方、わざわざ、秘密保護法に関する法律案のポイントということで、実はペーパーを作ってきていただきました。保護法の法案も、今回、きちっと出ましたので、省庁レクの形を取っております。ぜひ最初、10分弱ぐらいで、もう一度ポイントを、今日はおさらいもありますので説明していただいてスタートということにしたいと思います。改めまして、今日、呼びかけ人を代表して、

まず、福島議員のほうから一言いただければと思います。よろしくお願いします。

福島議員

どうも、皆さんこんにちは。この超党派の議員と市民の勉強会も5回目、行政交渉は3回目になりました。初め、政府は、原発は秘密保護法の対象にならないと言っていましたが、この行政交渉のなかで、原発の報道もテロ対策上、秘密指定され得るというふうになったり、あと、共謀の場合は、いったい共謀の段階で何人に触れたかというのは、どうなって、捜査はどうなるのっていう、裁判どうなるのってことも含めていろんな回答があったというふうに思っています。反対の半分以上、新聞報道の世論調査では慎重審理を求めるといふ国民が82パーセントです。私たちは、わからない、また、ここどうなるのっていうような、わからない部分も、わかってきたことと、でも本当にわからない、あるいは国民の皆さんにまだまだ伝え切れてないことがたくさんあるというふうに思っています。今日第3回目の省庁交渉、しっかりやってですね、何がわかり、何がわからない、どこがとくに問題なのか、大きくアピールもしていきたいというふうに思っています。今日2時間がほんとに有意義なものになるように、そして行政の皆さんも市民の皆さんも、集まってくださった皆さんも、本当にありがとうございます。質問をしっかりやったあと、また、いろんな討議ができればと思っておりますので、これは超党派の勉強会ですが、個人的には、やっぱりこの法案ダメだと、こんな法律できたら民主主義壊れると、私自身は思っております。どうか今日の省庁交渉、よろしくお願いいたします。

(一同 拍手)

山田議員

今回ですね、第1回目から第3回目のほう、私の事務所のほうが責任で議事録も作らせていただきました。恣意的な内容は入らないようにですね、全ての発言そのままテープから起こして、議事録を作るという形、スタイルを採らせていただいています。こちらのほう、私の事務所のほうのホームページにもアップしておりますし、各事務所の国会事務所のほうに配布させていただく形であります。そのなかで今回の省庁交渉、実は国会議員の質問活動なんかにもおおいに使われるということを期待しております。さて、省庁の方、今回、ポイントということで資料を作らせていただきました。改めましていろんなことが明らかになってきてますが、今一度ですね、本件の秘密、この特定秘密の保護に関する法律案という形でもって、10分弱ぐらいお時間を使っていただいて、こちらの皆様のほうにお手元にお配りしているペーパーをご説明していただければなあというふうに思っております。

す。そのあと、私のほうが代表して質問し、できるだけ会場からの質問を受け付けるという形で進めていきたいと思えます。よろしいでしょうか。それでは、ぜひこちらのほう、ペーパーのほう、ご説明いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

内閣官房：橋場氏

はい。おはようござひます。内閣情報調査室、橋場でござひます。よろしくお願ひいたします。お配りしております特定秘密の保護に関する法律案のポイントっていう一枚のものとですね、それに付随しております説明資料という表紙が付いて、後ろに4枚、資料が付いているもの、これを参照しつつ説明させていただきたいと思えます。ちょっと着席で失礼させていただきます。法律案のポイントとしては、この紙のなかに黄色く色をつけたところ、上から特定秘密—行政機関の長が指定、特定秘密の取扱者の制限、行政機関内外で特定秘密を提供し、共有するための仕組みの創設、特定秘密を漏えいした者等を処罰する罰則ですね。これが大きなポイントとなっておりますので、順次、簡単にご説明させていただきます。まず、特定秘密につきましては、ここにありますとおり、行政機関の長が指定するというをその仕組みとしていますが、元々、国家公務員法上、職務上知り得ることのできる秘密ということがござひまして、我々公務員にはいわゆるその守秘義務が課されているところでござひます。今回この法律のなかで定めております特定秘密は、元々ござひますその秘密のなかでも、より重要と言うことが適切かどうかわかりませんが、より範囲を限定して堅く守っていかうという考え方でござひます。その何が特定秘密かというところが右側の緑色の四角のところを書いてあるところでござひます。安全保障に関する情報で、赤い四角のところ、次のいずれかの事項に該当ということで、4つの事項を掲げていまして、法案で列挙する事項と書いてござひますが、これの詳細がもうひとつの説明資料、表紙を1枚めくっていただきますと、緑色の字で1番のちょっと下ですが、別表というものがござひます。これが実際の法律案のなかに掲げております、別表の4つの分野・事項でござひます。第1号が防衛に関する事項、第2号が外交に関する事項、第3号が特定有害活動の防止に関する事項、第4号がテロリズムの防止に関する事項ということでござひます。この1番に書いてありますとおり、行政機関の長は、この別表に該当する事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するという仕組みとなっております。また、ポイントの紙に戻りますが、この※のところにありますとおり、指定の有効期間は上限は5年と規定してあります。ただし、

更新は可能というふうにしております。その上で指定期間が通算で 30 年を超えるような延長となる場合には、法律上では、内閣の承認が必要と規定していますが、これは閣議決定を意味しておりますので、行政機関の長が 5 年ごとに有効期間を定め更新するというものよりかは、ハードルが高くなっているということでございます。また、指定等の運用基準を定めるということも、法律のなかで規定しているところですが、その際には有識者から意見を聞いて策定していくということを規定しています。次が取扱者の制限ということで、適正評価をクリアした者のみが特定秘密の取扱いの業務を行うと。これは詳しくは、もうひとつの説明資料、次めくっていただきますと、2 ページのところに説明がございます。それぞれ法律のなかで規定していることでございます。特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、ここで定めております、適正評価によって特定秘密の取扱いの業務を行った場合に、これを漏らすおそれがないと認められた行政機関の職員、若しくは契約業者の役職員、主には防衛産業等が考えられます。または、都道府県警察の職員、テロリズムの防止にも特定秘密となりますので、そういった業務に従事している警察の方々が考えられます。こうした方々に対して、行政機関の長が適正評価を実施いたしますし、何を調査するかというのは、この資料の 4 のところに 7 つの事項を、これも法律で定めているところがございます。その下、※家族、括弧書き、及び同居人についてはと、氏名・生年月日・国籍・住所のみを調査ということも法律のなかで定めているところがございます。手続きといたしましては、こうした評価対象者に対して、適正評価を実施するというのを伝えた上で、明示的な同意を取るということをしています。その上で上記のような調査事項に関して、調査を行いません。調査の過程では、本人はもちろんですが、その上司、関係者等に質問することもありますし、資料を求めることもありますし、公務所、公私の団体に照会するといったこともございます。こうした手続きを経まして、調査・評価を実施し、その結果は評価対象者に通知をすることとしています。その後、苦情があれば適切に対応するというのも定めているところがございます。この適正評価の過程におきましては、調査事項をご覧になられましてもわかりますとおり、個人情報をごいぶ入手した上で調査するということとなりますので、この適正評価の実施に当たって取得する個人情報につきましては、この適正評価の目的以外での利用・提供を禁止するということにしています。そのなかで国家公務員法上の懲戒事由等に該当するというようなことが不幸に出てきてしまった場合には、そういうものに関してだけ例外的に、目的外での利用を禁止することとはしないというふうにしてあります。次が 3 点目の行政機関内外で特定秘密を提

供・共有する仕組みでございます。説明資料の次のページ、3 ページでございます。安全保障上の必要によりということ、行政機関同士で提供する場合が1番。行政機関から契約業者に提供する場合が2番ということの説明させていただきます。行政機関同士の場合では、両機関で協議をし、必要な措置を講じた上で提供し、提供を受けた側でも取扱いを行なうということとしています。契約業者の場合は、契約で定めるということをした上で、同様に必要な措置を取り、契約業者においても役職員に契約事項を行わせるとしています。以上が安全保障上の必要での提供・共有ですが、3番目が、その他公益上の必要ということで法律に定めていることでございます。上の丸のところですが、まず1つ目は各議院等が行う審査・調査で公開されないもの、いわゆる秘密会の場に提供するようなこと、それから不幸にして漏えい事件が起こってしまったような場合の刑事事件の捜査の場合に、特定秘密の保護に関して必要な措置が講じられ、安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるときは秘密を提供するとしています。次の点は民事訴訟法、それから情報公開・個人情報保護審査会設置法で、それぞれにおいて定めがある場合ですが、裁判所、若しくは情報公開審査会においていわゆるインカメラの審査が行なわれる場合には、そこに秘密を提供することにしています。続きまして、次の説明資料、次のページの、罰則その他でございます。まず罰則についてですが、今ひとつ前の紙で説明いたしました、特定秘密を取扱うことを業務とする者は、前の資料の1番2番の関係で、特定秘密を取扱うことを業務とする者につきましては、故意で漏えいがあれば、最高で懲役10年の罰則が科すということになります。前のページの3点目、3番目として説明しました公益上の必要により、ということ提供を受け取得した者が故意で漏えいした場合には、最高で5年の懲役が科されるということになっています。これが漏えいに対する罰則ですが、外から犯罪等の行為によって取得する行為も処罰の対象としています。ここに掲げていますとおり、人を欺き、暴行を加え、脅迫すると、財物の窃取、施設侵入、有線電気通信不正アクセスと、こういったことによって特定秘密を取得する行為につきましては、罰則、処罰の対象としています。また、これら漏えい又は取得行為の未遂、共謀、教唆、煽動につきましても、先行法令の例にならう形で処罰するというふうにしています。最後の、その他のところですが、1点目につきましては、特定秘密、2行目から先になってしまいましたが、特定秘密の指定等に関して、政府全体としてその統一的な運用が図れるように、恣意的な運用が行われないようにということで基準を定めることにしまして、その基準を定めるに際しては、1行目にありますような安全保障に関する情報の保護、情報公開、公文書管理

等に関する優れた識見を有する方々の意見を聴いた上で定めて行くとしています。また法律の適用に当たっては、拡張解釈を禁止し、国民の基本的人権を不当に侵害しないということ述べるのと同時にですね、国民の知る権利の保障に資する報道の自由、又は取材の自由についても十分配慮するということを明記しております。その上で出版、又は報道の業務に従事する者の取材行為については、正当な業務による行為として処罰の対象としない。もちろん法令違反、又は著しく不当な方法によらないということが前提となります。その他、公布の日から1年以内で施行していくということ、自衛隊法の防衛秘密に関する規定はこの法律に引っ越しと申しますか、吸収する形になりますので、自衛隊法における規定は削除するという。それから先に説明しました、運用基準の作成といったですね、政府全体にかかわるようなこと、ということの内閣官房においてできるようにするという。これもありますので、内閣法を一部改正して、内閣情報官が特定秘密の保護に関する事務を掌理できるようにするということを定めてございます。以上、駆け足ですが法案の概要についてご説明をさせていただきました。

山田議員

ありがとうございました。法案のほうも今回ご提出いただきまして、それが具体的な法案になりますので、皆様のほうでご覧いただいているかと思っております。さて、これから質問をまとめて、また例のごとくやりたいと思っておりますが、時間の関係で、今回も少しまとめてブロックにして質問をさせていただけるかと思っております。この質問に関しては、事前に省庁の方にお配りしておりますので、回答を用意していただいているのかなというふうに思っておりますので、順次そちらを回答いただければと思っております。さて、枠組みとしては、前回から使っている軸で、法律概要（立法経緯）というところからいこうと思っております。3点まとめてお聞きしたいと思っております。1点目なんですけれども、実は内閣情報調査室の論点ペーパーで、開示できる部分と、そうでない部分を精査して公開をできないものだろうか、こんな話が、実は前回、質問等にも出ておりました。可能かどうかという可否と、それから、もし可能であれば、いつまでに出していただけるかなあという確約をしてほしいというのが、1点目でございます。2点目は、秘密保護法の立法経緯として、公務員法、それから自衛隊法では秘密の保全の抑止が十分であるということが、実は掲げられてますが、これらの法律の改正ではそれに対応することができないといったところでもあります。先ほどのこの法案の説明のなかでは、この自衛隊法がですね、こちらのほうに秘密部分は吸収していくということなんですけれども、まさにこれをわざわざ作っていった理由と言いま

すか、あるいは、この自衛隊法、それから、公務員法の罰則強化、その他、改正では対応できないのかといったあたりも、今一度ご回答いただければと思います。それから、本法が施行された場合に、まさに公務員による主な漏えい事件は本当に防げるかどうかということでもあります。秘密指定することよりも、秘密の保持運用とか教育に力点を置くほうが必要ではないかと。これ一体どういうことかと言いますと、これも前回お話したかもしれませんが、今回の本会議のほうで、安倍総理のほうが、今回の法律、趣旨のひとつとして、代表質問に答える形で、5つのこれまで主な公務員による防衛上の漏えい事件があったと、こういう話を実は挙げております。この5つの内容を官庁の方々に作っていただいたのが、前に見えているペーパーでございますが、実際は、これ、防衛省の方が直接他国に対して、現金を、報酬を入れるというような形で情報提供したというのが経緯でございます。これ個々見た場合に、自衛隊法とか公務員法、守秘義務、そういったもの、あるいはもしかしたら特定秘密の保護に関する法律以前にですね、そもそも個人がやっちゃっている内容なので、教育であったりだとか運用保持そのものですね、そちらのほうのほうで適切ではないかと、わざわざこれを理由にして、この法律を作ったということは、どうなのかという話を質問させていただくと思います。3点まとめてお答えいただけますでしょうか。

内閣官房：橋場氏

はい。内閣情報調査室、橋場でございます。引き続きお答えさせていただきます。まずは1点目の点についてですが、ご指摘のペーパーについてですが、これは政府部内での検討のペーパーでございますので、公開することは考えておりません。それから2点目につきましては、国家公務員法は、一般職の公務員の守秘義務を定めているものでございますので、特別職の公務員、それから契約業者について〇〇をしたりとかですね、秘密の管理のための措置についての規定を置くことはできません。また、自衛隊法につきましては、自衛隊について機密するものでございまして、防衛以外の安全保障に関する事項であって、とくに秘匿することが必要な情報のほうについての規定を置くことはできません。それから3点目ですが、この法案におきましては、適正評価制度の導入などの特定秘密の管理の厳格化を図るといったほか、特定秘密の漏えい罪等を設けまして、これに相当程度、重い罰則を科すことなどとしております。こうしたことによりまして、とくに秘匿を要する、政府の重要な情報の漏えい事案の発生を防止する効果はあると考えています。また、職員の意識改善とか情報システムの改善といったことにつきましては、これまでももちろん取

り組んでいるところではございますが、こうしたことを含むさまざまな対策を、さらに総合的に実施しまして、こうしたことの効果を重ね合わせて漏えい事件を防止していきたいと考えております。

山田議員

ちょっと論点をもう一度整理するために、国会議員の方中心に、5分間だけ各項目についてやりとりしたほうがいいかなというふうに思っておりますので、どなたか今の省庁の回答に対して、もうちょっと突っ込んだご質問とかご意見があったらいただきたいんですけども。いいですか。じゃあ、福島さん。

福島議員

まずは1点。論点ペーパーは出さないということなんですが、役所はこの法案を閣議決定して国会に審議をお願いしますと言いながら、議事録も公開しないしメモも廃棄してるわけですね。論点ペーパーぐらい出してくださいよ。前はこれを出せるものと出せないものと精査するっていうことについて、検討するということだったと思うので、なんで出せないのか、論点ペーパーすら出せないっていうのは、全くおかしいと思います。論点ペーパーすら出さなくて国会に論議してくれっておかしいじゃないですか。何が論点なのか、国民に明らかにしてくださいよ。

(一同拍手)

福島議員

それから2点目は、よく尖閣のビデオ流出が理由で、5つのなかの1つが最近ある尖閣なんですよね。でも、あれは内部の海上保安庁のなかで見えることもできたし、参議院の予算委員会で理事懇で私たち見ましたし、最終的にはメディアを通して報道されたわけです。むしろ報道すべきだっていう意見もすごく強かったじゃないですか。あれを理由に秘密が漏えいしたら問題だというのは全くおかしい。立法趣旨と合わないと思いますが、いかがですか。

山田議員

すみません。ご回答いただけますでしょうか。

内閣官房：早川氏

1点目の論点ペーパーのほうのお話ですけど、まさに今日の法律案のプリント、あるいは、説明資料という形でお配りをさせていただいて、説明させていただいておりますし、あるいは国会の場、あるいは、こういう会合の場で、さまざまな説明をさせていただいております。

ます。いっぽう、論点ペーパーにつきましては、政府部内での検討のペーパーでありまして、公開することは考えておりません。それから、尖閣の事案であります、これ前回の会合でも説明させていただいたものであります、まさにこの尖閣の事件というものが、いわゆるインターネットのなかで一度情報が漏えいをする、それが直ちに拡散をする。そういう意味で、いわゆる本法において保護すべき秘密についてちゃんとした保護措置を取らなきゃいけないと、そういうその契機となったものであるとは考えております。

福島議員

では結局、みんなが見ることができたわけで、見るべきだっていうことになったわけで、秘密指定すべきものではなかったわけじゃないですか。なんの理由にもならないですよ。それから、なんで政府内で作った論点ペーパーを国民に明らかにできないんですか。

内閣官房：早川氏

政府内のペーパーで作成したものを基に、さまざまなわかりやすい資料をこういう形でお示しをしていただいているわけでありまして、あるいはさまざまご質問に対して、お答えさせていただいたところでありまして。

福島議員

いや、だから出していいじゃないですか。論点ペーパーを出さない理由は何もおっしゃってないですよ。

(一同 拍手)

内閣官房：早川氏

まさに我々としては、今日もさまざまな論点に関して回答させていただいているわけですし。

福島議員

こうやって話しをしてくださったり、こういうポンチ絵を示してくださることは、わかります。だったら、論点ペーパー出せばいいじゃないですか、より理解を深めるために。だから論点ペーパーすら出さないところが、秘密だって思っちゃうんですよ。出さない理由について、おっしゃってないじゃないですか。

内閣官房：早川氏

理由については、政府部内での検討のペーパーでありますので、公開することは考えてないことを申し上げております。

福島議員

だって、政府部内で検討したことがどういうものか、国民は知る必要があるんじゃないですか。公開には知る必要があるんじゃないですか。

(一同 拍手)

内閣官房：早川氏

検討の結果については、こういう形で今日の会合でも、検討の結果、こういう論点のところに関しては、さまざまな形でご説明させていただいているところであります。

福島議員

だったら、元の論点とか出してくださいよ。

内閣官房：早川氏

それは政府内の検討ペーパーでありますので、提出予定はありません。

福島議員

いやだから、政府部内の検討ペーパーなら、でも政府部内の検討ペーパーをどういうふう
に政府が検討したか、国会に明らかにしてくださいよ。それすら国会に明らかにしないっ
ていうのはおかしいですよ。見えないじゃないですか。

山田議員

いかがでしょうか。ぜひ、論点ペーパーもですね、過程なんで、見ちゃいけないことが書
いてあるという、

(一同 笑う)

女性 A

国会を軽視しないでください。

内閣官房：早川氏

政府内で検討しているペーパーなので、公開することを予定していないという、まさにそ
れを申し上げているものであります。

山田議員

わかりました。もう、すみません。これだけでやってもちょっと平行線になりますので、
こういう政府側の立場というか、考えだということは確認したということで次に進みたい
と思いますが、あと立法の概要、経緯これも非常に大事なんですけども、これぐらいで次
の論点のほうに移らせていただいてもよろしいでしょうか。そしたらですね、秘密の指定
範囲という、中身に関して行きたいと思います。2.1 のご質問でございます。これちょっ
と、たとえばのケースで挙げた内容なんですけども、たとえば A と、ある国と密約を結ん

でいました。その密約自身が特定秘密に指定されるべき事項であったとしますと。そうすると、たとえば国会から、A国との密約についての資料を求められた場合、国会法では、国会に重大な利益に悪影響を及ぼす上での内閣の声明があった場合には、報告又は記録の提出をする必要がないとありますけども、本ケース、まさにですね、密約があるという内容のなかで、特定秘密に指定された場合はどうなってしまうのかと。ポイントを3点ぐらい挙げさせていただいたんですよ。つまり、特定秘密のため提出できないというふうに回答をいただくのか、または、内閣がA国との密約はあるんだと、そういうふうに声明を出した上で資料の提出を拒否するというのをするのか、いやいや、A国との密約は特定秘密ではなく、存在しないと回答されるのか、ぜひ、このあたりをお答えいただければと思っています。ごめんなさい、一問ずつやると時間ないんで、まとめていきたいと思っています。それが1点です。2点目、自衛隊法と秘密保護法では、秘密の範囲について、関するという言葉がある、ないで大きく違くと、これ、前回の論点だったんですが、この理由は何かといったあたりをもう一度確認させていただきたいと。法文・法案が出ておりますので、これを見ながら確認させていただければと思っています。で、2.3、いわゆる、論点2の3点目ですが、たとえばですね、気象庁、海上保安庁、資源エネルギー庁、これ原発関係がありますので、国税庁長官等ですね、まさに行政の長ですので、秘密の指定を今回特定秘密ということで、できると思います。で、国民の代表たる大臣が指定するのであれば、秘密の指定について、たとえば、民主的な統制がきく余地があるとは思われますけども、一般の国家公務員にあたる各省庁の長官クラスが指定可能ということになれば、役所の都合による恣意的な運用が行われるのではないかと、この点についてはどう考えるかと。いわゆる、戦時中はですね、気象庁の情報すら出なかったというような内容が前回、皆さんのほうからもご質問であったんですけども、非常に関心の高い部分だと思っています。で、4点目、少しちょっと内容が多いので、2つぐらいに切りますが、4点目、厳重に管理されている秘密情報が、たとえば、第三者のマスコミや市民に渡っている場合で、管理を害する行為に該当しないケースっていうのは具体的にどのようなものになるのかといったあたりですね、そのあたり。それから、2.5。はい、じゃあ、ここまでで4つなんですけども、ぜひ、まとめてお答えいただければと思っています。よろしくお願ひします。

内閣官房：早川氏

まず、2.1 であります、密約のその意義といいますか、ここで書いてある仮定の話なので、これに関してちょっとお答えする話ではなくて、あくまで一般論として、どういう状

況になるのかっていうのをお答え申し上げますと、本法案が施行されますと、特定秘密を保護するために必要な措置が講じられることとなれば、現行のなかでは国会法の第104条の3、第3項の規定による、国家の重大な利益に悪影響を及ぼすものとして声明を出さざるを得ないと考えられる場合についても、国会の求めに応じて、特定秘密を提供することが可能となると、そう考えております。それから2.2ですが、自衛隊法と本法の規定の差異ということではありますが、まさに防衛秘密制度におきましては、ここで条文がプロジェクターでも出てると思いますけれども、自衛隊についての別表第4に掲げる事項であつて、で、事項を指定するという条文の規定の仕方になっております。いっぽうで本法におきましては、下のほう、第三条という規定があると思いますけれども、別表に掲げる事項に関する情報であつてという形で、その指定の対象、本法のなかでは、指定とか提供とか保護の対象となる、その特定秘密の対象を、情報であるという形で規定をしております、それであることから、別表に掲げる事項に関する情報という表現を用いたものであります。防衛秘密の制度に関して、秘密の範囲が変わるわけではございません。それから2.3であります、まさに本法で指定の対象とする特定秘密の書き方ですけども、先ほども申し上げたものであります、法律案の条文、今日お配りしておりますけれども、3ページに第3条の第1項がありますが、そこで、当該行政、第3条第1項、3ページに、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であつて、公になっていないものうちという規定をしております、こうした形で、所掌事務に係る別表に掲げる事項に該当する情報に限って、行政機関の長が指定するものとなっております、その指定につきましては外部の有識者の意見を反映させて作成された基準に基づいて行われることとなっております。その基準に関する規定はですね、

山田議員

わかるんですけども、問題は恣意的な運用が行われる可能性が高いけど、それについてはどうかという。

内閣官房：早川氏

はい、そういう、その基準に基づいて行われる指定でありまして、まさに恣意的な指定が行われることはないと考えております。

福島議員

一番は恣意的、

内閣官房：早川氏

その所掌事務に関するものがあればですね、別表に該当する。個々の役所のところの情報ってというのは、たとえば気象庁ってというのは、あんまり普通は考えられないのかなと思いますけれども、

福島議員

海上保安庁やエネ庁などは、ありえるわけですね。

内閣官房：早川氏

ちょっと資源エネルギー庁、個々の所掌事務、私あんまり詳しくないので、海上保安庁はたとえば、テロとか当然扱っておりますので、

福島議員

資源エネルギー庁、テロ対策。

山田議員

国税庁なんかどうですかね。たとえば、通帳とか資金のやり取りを税金のほうから追ってる場合なんてのは、可能性あると思うんですけど。

内閣官房：早川氏

それは普通の捜査の話だと思いますので、そういうことは。ただ、すみません、個別の所掌事務はちょっと全部の省庁の把握をしているわけではありませんので。

山田議員

はい、じゃあ次をお答えいただければ、

内閣官房：早川氏

それから 2.4 の、管理を害する行為に該当しないケースという、具体的にどういうものが考えられるかというお話であります。これちょっと趣旨が若干わからない点もあるんですけども、まさに特定秘密を公務員が漏えいした場合とか、あるいは、公務員がその秘密を漏えいではなくて、漏えいではなくてと言いますか、まさに書類自体を落としてしまった場合、それで入手した場合っていうものがあると思います。

山田議員

これ、条文だと、管理を害する行為は全部違法になっちゃうんですね。ということは、管理を害さない方法ってというのは、ほんとにあるのかなと思ってまして、っていうことは、これ全部違法になっちゃうんじゃないかなっていう危惧があるので、こういう質問になったわけです。

内閣官房：早川氏

25 ページになりますけれども、ここで書いてある、いわゆる、取得罪っていつてる行為の条文は、まず人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為っていう 1 つのカテゴリーと、それから、財物の窃取、若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為、その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為とありまして、まさにその管理を害する行為の例示として、こういう財物の窃取とか損壊行為とかいうものを前提としておりまして、

福島議員

いや、そうではなくて、途中ですみませんが、その他、特定秘密を保有する者の管理を害する行為なので、例示と総括的なんですよ。で、管理を害する行為に該当しないケースってあるんですか？っていうことなんですよ。もらったら管理、害してるでしょ。どうですか？メディアからもらったら管理を害する行為にならないんですか？何かこれ、どういう例があります？管理を害しないケースって。

内閣官房：早川氏

まさに、ここで書いてある、例示で書いてあるような行為でありますので。

福島議員

など、など、など、その他、管理を害する行為に該当したら駄目なわけでしょ。保有する者の管理を害する行為にならない場合っていうのは、どういう場合なんですか？メディアから私が情報もらったら、それ、管理を害する行為ですか？

内閣官房：早川氏

それは先ほど申し上げて、まさにお答えしたとおり、公務員が漏えいした場合っていうのはなりません。管理を害する行為っていうのは、ここで例示をしてるような、それと同じような、あくまで、したがってその例示をしている話でありまして、たとえば、今おっしゃられてることっていうのは、報道機関が取材をして、

福島議員

そしたら逆に、どこかこういう情報あるはずだから、あなたが頑張って取ってきてくれっていうのはどうですか？

江崎議員

参議院の江崎ですけど、別にそちらを擁護するわけじゃないんですけど、人を欺き、人に暴行を加えてっていうのが例示であって、で、これのような、例示のやってるようなことをやったのが、その他のなかに入ってくるんですね。

福島議員

いや、違うでしょ。例示があって、その他だから、その他の特定秘密、

江崎議員

その他っていうのは、法務上は、上の、例示が7つあるじゃないですか。これ7つの事例であって、この7つの事例に、これが事例ですから、これに似たようなことがその他ということにかかってくるんで、たぶんそのことを説明してるんですよ。

内閣官房：早川氏

ああ、あの、そういう意味。

福島議員

いや、でも、その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為っていうのが、保有する者の管理を害する行為っていうものに当たらない場合には、どういうものがあるか。

内閣官房：早川氏

ですから、まあ先ほど申し上げようとしたんですけども、報道機関が取材活動のなかで、教えてくださいと。それで公務員側がそれを漏えいをしたというような場合は、それは別にここでいう管理を害する行為には該当しない。ええとですね、ちょっと長く、いや、これすみません、ああ。

山田議員

わかりました。もう一回整理しまして、一応、内容が法律用語みたいなのところもありますので、あんまりこれをやっても、水掛け論、水平線ですので、こういう議論がここで行われたということだけは記録に残りますので、はい。あと、その他、この4点でお答えいただいたということなので、国会議員の方中心に、ご質問ご意見、この論点に関してあれば、この辺で。福島さんばかりでもなんなんで、その他いかがですか？なければ福島さん。

福島議員

すみません。はい。

山田議員

はい、じゃあ福島さん。

福島議員

はい。密約の問題に関して、国会の声明があれば特定秘密でも出すとおっしゃったんですが、これは現に、たとえば、沖縄返還の密約に関して、これは存在しないというふうに自民党政権は言ってきたわけですよ。存在しないものを、どうやって出すのかっていうの

がわからないんですよ。それともうひとつ、TPPなどは外交交渉、あれ秘密文書、漏えいするなっていう協定を結んでますよね。それを理由に政府は一切出しません。国会が言えば、それは特定秘密でも出すんですか？でも、国会がどんなに言っても出さないじゃないですか。たとえば、とりわけあの西山事件が例ですが、あれは秘密はありませんって言ったわけだから、それで出ないんですよ。密約は、秘密はありません、密約はありませんって言って、出てこないんじゃないですか？

外務省：鈴木氏

当時、いわゆる密約と言われたものについては、前回か前々回のこの会合でもご説明したように、徹底的に関連するすべての文書を平成 22 年に調査をいたしまして、その結果を調査報告書として発表いたしました。ですので、いわゆる密約と言われる、該当するものは、見つけることはできませんでしたので、ないということになります。

福島議員

ただ、アメリカで文書があり、吉野文六さんも認めたわけですよ。西山事件の控訴審では、検察官は密約はないって言ったんですよ。ないものをどうやってさっき密約がですね、声明を出したら資料の提出をするっていうことになり得るんですか。ないものなんて出せないですよ。

外務省：鈴木氏

すみません。調査した密約については、ありませんでしたので、文書としてないもの、ここではその特定秘密は、文書とかデータ、その他、付帯するものですが、それに表示をして、それを特定秘密と表示をして保存、保管をします。で、その保存されたものであれば、先ほどご説明を内閣官房からありましたように、条件を整えば、この法律に基づく条件を整えば、国会に提出差し上げることができる。

福島議員

でもアメリカで文書が発見され、吉野文六さんは自分はこれにサインしたという密約を政府は認めてないわけですね。

外務省：鈴木氏

当時の調査で、言ったとおりです。

福島議員

ないわけですね。でも、そんなの誰も信じない。だって、アメリカで文書があって、当事者の吉野文六さんがあって言ってるのに、密約はないって、今の時点でも言ってるわけ

でしょ。だったら、それって出てこないじゃないですか。誰が考えてもある密約ですよ。だって、文書があって当事者が認めてるんだから。でも、ないって言って出さないってことなんですわね。

外務省：鈴木氏

調査、22年にあれはもう徹底的に調査をいたしました。ありとあらゆる文書、で、そこで結果は報告したとおりなので。

福島議員

でもね、アメリカで、

山田議員

あのう、わかりました。今のも記録にきっちり残りましたんで、ちょっとまた別ラウンドで、これは大事な西山事件等ですね、沖縄密約。ただ、論点としては、ということは、たとえば2番の内閣が他国との密約を認め声明を出した上で資料の提出を拒否というご回答なんでしょうかね。ちょっとそこだけはっきりさせておきたいんですけども、こういうケースは。いかがでしょうか？どうなんでしょうか。

福島議員

密約を認めないんでしょう。回答、3になるんじゃないですか？存在しないという回答。

山田議員

そうすると、特定秘密じゃないということに。ほんとにわけがわからないんで。

内閣官房：早川氏

先ほどの回答申し上げたときに、密約の話ってなんかについてではなく、一般論として特定秘密のこういう提出の求めがあったときのことについての答えを申し上げているものがあります。

山田議員

で、その場合なんですけども、外交交渉等は機密ということになったら、それ自身が密約とかになっちゃうわけですから、現実的にこういうケースっていうのは、外交情報に関しては、ほぼこのケースなんじゃないかとも思うんですよね。そうなった場合に、この特定秘密はどういう扱いになっちゃうのかっていうことは、外交機密との関係からいっても、非常に今回重要な、解いておかなければいけない論点ではあるというふうに思うんですけれども、内閣官房さんなんか、これをたぶん主として取扱わざるを得ない外務省さんなんか、お答えいただきたいと思うんですけど、いかがですかね？

内閣官房：早川氏

あくまで一般論として、その特定秘密の取扱いを申し上げているものでありまして、で、その場合には国会法の通常、特定秘密に関しては、国会法の第 104 条の第 3 項の規定によって、国家の重大な利益に悪影響を及ぼすものとして声明を出さざるを得ない、そういう対応になるのではないかとということを申し上げております。

山田議員

じゃあ、今の素直にお聞きしますと、密約はとりあえず、あると認めた上で、そういう手続きをされるということによろしいですね。

外務省：鈴木氏

先ほど申し上げたことの繰り返しになりますが、いわゆる密約については、その 22 年の調査の結果がすべてであります。

山田議員

いわゆる、沖縄の話をしているわけではなくて、今回の特定秘密に関する重要な内容をお伺いしてるので、外務省さんとしては、これ、困っちゃうという回答でもいいと思うんですけども。

外務省：鈴木氏

我々として、文書に、もし特定秘密という表示をしました場合には、先ほどのご説明がありましたように、この法律に基づいて条件を整えば国会に提出をいたします。

山田議員

ということは、密約があるということを認めた上で、これは特定秘密だということを国会に対しては報告すると、こういう内容でよろしいでしょうか？

外務省：鈴木氏

いえ、別に密約があるということを、認めたとか認めないとかそういうことではなくて、その文書の性質が如何に関わらず、文書があれば、それでしかも特定秘密というふうに、法律上指定をもしされれば、そして先ほど申し上げたような条件を整えば、国会の審査会等に提出をするということです。

女性 A

国会を軽視しないでください。

山田議員

あと、どなたかご質問少しよろしいですか？はい。ちょっとなんか腑に落ちないところあ

るんですけども、たぶん、これ以上は水掛け論になるかと思います。ただ、今日のご発言でいろんなこと、実はもうひとつ明らかになった件ありますんで、まとめていきたいと思えます。それでは、同じ論点のところに残した部分、ちょっと量が多いので、一部割愛等、あとに譲るということにしていきたいと思えます。2.5 をやりたいと思えます。核物質防護に関する情報について、前回のですね、内閣情報調査室の参事官さんは、原発関連施設の警備等に関する情報は、テロ活動防止に関する事項として特定秘密に指定されるものもあり得るというご説明をされておりました。いっぽうで、与党のある政治家の方は、テロ防止のための措置、計画または研究に関する情報について、これは、テロ行為に関する捜査情報を意味しますと説明してます。この説明では原発関連施設の警備等に関する情報は、特定秘密に指定される情報とはならないと思えます。で、内閣情報調査室と、それから野党、与党とでは、異なる説明を行っているのかということなんですけれども、どのような内容が正しいのかということをお伺いしたい。これは赤嶺議員からの質問なんですけど。それからですね、ちょっと飛ばさせていただきます、2.6 ですね。別表中には、原発を直接示す用語はありません。原発関係施設の警備に関する情報は、テロ活動防止に関する事項として、特定秘密に指定されるものもあり得るという説明をされましたけれども、その根拠についてお伺いしたいというのがございます。それからですね、ちょっと飛ばさせていただきます、2.11 になりますが、法案のテロリズムの定義というあたりですね。政治上その他の主義主張に基づいて、国家若しくは他人にこれを強要し、または、社会に不安を若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、または、重要な施設その他の物を破壊するための活動を行うと。この定義はですね、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要する活動、社会に不安を若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、または、重要な施設その他の物を破壊するための活動という2つの活動というふうに出てきますが、その解釈をもうちょっと明らかにしてほしい。これは赤嶺議員からです。それからもうひとつ、政治上その他の主義主張に基づいて国家若しくは他人にこれを強要する活動がテロリズムと定義される場合、この定義では、恐らくあらゆる政治活動や社会活動がテロリズムと定義されてしまう可能性がある。たとえば、原発の再稼働反対運動、それから、脱原発を求める運動ですね。もしかしたら消費税引き上げ反対に関する運動なども、そうなのではないかと。これらはおよそテロリズムとは考えにくいんですが、これらの運動は、法案が定義する、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要する活動に該当するのかどうか、その辺をお答えくださいということであり

ます。

内閣官房：早川氏

2.5 と 2.6 のご質問ですけれども、先ほどそれ言われます、捜査情報というものは、捜査との文言を、本当の厳密な意味での法律用語ではなくて、恐らく警察機関による活動といった意味で申し上げているものだと思います、すなわち、警察の警備等に関する情報というのを一般にわかりやすく表現したものであると思っております。いずれにいたしましても、前回の会合で申し上げたところですが、原発のいわゆる事故、原発事故というような情報に関しては、特定秘密として指定の対象になるものではありません。前回申し上げたのは、原発のいわゆる警備、警察が行う警備等に関する情報に関しては、それは、テロ活動防止に関する事項として、特定秘密に指定されるものもあり得ると。そういうことを前回申し上げたものであります。それから 2.11 と 2.12、これ合わせてお答えさせていただければいいと思っておるんですが、条文で申しますと、16 ページの後ろから 2 行からテロリズムの定義が書いてありまして、ここで政治上その他の主義主張に基づきと、ずっと書いてありますが、ここで申し上げておるのは、国家若しくは、その次出てきます、国家若しくは他人にこれを強要し、または、社会に不安若しくは恐怖を与える目的でという、その 2 つの目的が書いてありまして、その目的で人を殺傷し、または、重要な施設その他の物を破壊するための活動ということを言っております、すなわち、どういう活動なのかと言いますと、人の殺傷か施設等の破壊活動、そういうものを指しております。したがって、いわゆる反原発活動というような市民運動と言いますか、活動は、当然人を殺傷したり、重要な施設、その他の物を破壊するための活動ではありませんので、本法案でいうテロリズムには該当いたしません。以上です。

山田議員

じゃあ、人は殺さずに施設も壊さなければ、たとえば、施設等に侵入したってということについては、そういうのはもうテロリズムでもなんでもなくて、テロリズムの定義は、とにかく、人を殺して、いわゆる施設を壊したものだ、こういう理解でよろしいでしょうか。

内閣官房：早川氏

はい、法文で人を殺傷し、または、重要な施設その他の物を破壊するための活動と言っております。

山田議員

じゃあ、この辺で、ご質問を国会議員の方中心に論点まとめてよろしいですか？はい、そ

したら、次の知る権利のところに行きたいと思っております。知る権利、ちょっと5点あるんで、バババツと行きたいと思いますが、重要な内容もいくつかあります。まず、3.1というところになりますが、本法の処罰対象は行政機関の職員による情報漏えいだけではなく、一般市民や国会議員等の情報取得行為も対象としているという認識でいいのかどうか。これは、政府のほうから、しきりにですね、国家公務員、公務員のための、公務員を取り締まる法律だというふうに言ってますが、実際には、この情報にアクセスしようとするれば、その市民、または、その通じてということになるのかもしれませんが、国会議員も適用対象になるのかどうか、このあたり、もう一度確認をしておきたいと思っております。それから、3.2 であります、一般市民あるいは国会議員が、ある情報が特定秘密であることを認識せずに、知らなかったということですね。かりに（かなり？）具体的に共謀や扇動を行った場合、結果として本法によって処罰される可能性はあるのかどうか。また、ある情報が特定秘密であることを認識できる手段、どうやったらわかるのっていうことであります。で、3点目であります、警察が捜査を行う場合ですね。捜査と特定秘密であるかの情報の入手、逮捕は、どの順序で行うのかということですね。告発があるケースとないケース、それぞれ違うっていうことですが、その、いわゆる、捜査、特定秘密の情報の入手、逮捕という、そのあたりの順序、内容について教えていただきたい。それから、漏えい及び取得行為の未遂、共謀、教唆、扇動ということも、先行する法律の例によって、処罰の対象とされていますが、本法律以外で、正犯の犯行の有無にかかわらず単独で処罰される法律というものはあるんでしょうかということでもあります。また、共謀、教唆、扇動などの段階で処罰する法律はあるのか、なぜ本法では早期段階で犯罪となるのか、そのような罰則を設けたのかと。まあ、ずっと質問では、これですね、福島議員のほうで、こだわって聞いてきましたけれども、もう一度、ちょっとその辺をですね、きちっとご回答いただけると思っております。それから3.5 であります、行政機関の恣意性を排除するためのチェックとして、30年後の内閣による承認というのを挙げておりますが、たとえばですね、29年後に文書が破棄された場合、内閣あるいは市民等によるチェックを働かせるということではできるのかどうかと。前回、文書が破棄された場合には、そのこと自身も公表しませんというようなご発言があたったかと思うんですけども、こういうケースはどうなのかなということで、ご質問させていただきたいと思っております。よろしく願いします。

内閣官房：早川氏

はい。まず、3.1 ですけども、先ほどもまさに、ご説明のところにありますけども、本法案は特定秘密を取扱う公務員について漏えいした場合の罰則を規定しているものです。ただし、その公務員以外のものでありまして、暴行や窃盗などによりまして、特定秘密を取得した者、あるいは特定秘密を取扱う公務員をそそのかして特定秘密を漏えいさせた者は、本法案の処罰対象となります。ただ、この場合には、特定秘密であることを認識してこれらの行為を行う必要があります。したがって、公務員以外の人で、本法案の処罰対象となる人っていうのは、外国の情報機関などに協力いたしまして、特定秘密をあえて入手したような例外的な場合であると考えておりまして、特定秘密を取扱う公務員以外の人本法案により処罰対象となることは、そういう例外的な場合を除いて、ないものと考えております。それから 3.2 ですけども、3.2 言ってましたっけ？ 3.2 もお答えしたほうが？

山田議員

はい。

内閣官房：早川氏

はい。次に先ほど 3.1 と重なってる部分ありますけども、その漏えいの共謀あるいは扇動というものが成立するためには、共謀や扇動を行った者が特定秘密であると認識している必要があります。したがって、ある情報というものが特定秘密に指定されているという認識がない場合は、本法案の処罰対象となるものではありません。それから、その特定秘密を取扱う職員以外の者は、公務員は表示によってわかりますけれども、それ以外の者が、取扱う者以外の者が、何が特定秘密に指定しているかを知り得る立場ではなく、認識する手段はないものと考えております。それから、3.3 は警察庁のほうからお答えいたしますので飛ばしまして、私のほうから 3.4 を申し上げますが、たとえばですけども、今の自衛隊法の 122 条の第 1 項は、防衛秘密を取扱うことを業務とする者がこれを漏らしたときの罰則を定めておりまして、その 122 条の第 2 項で、防衛秘密の漏えいの未遂罪、あるいは、その 4 項では、防衛秘密の漏えいの共謀、教唆、扇動を規定しております。本法につきましても、その自衛隊法の防衛秘密制度というものを本法によって取り込むと言いますか、防衛秘密制度を取り込むこととしておりまして、防衛秘密に対する、いわゆる保全のレベルを維持する観点からも同様の規定をおくこととしております。で、そういう規定をおく趣旨っていうのは、まさにその特定秘密というものを漏えいした場合に影響が大きいものでありまして、そういう漏えいをもたらす危険性の大きい行為っていうのを本法の処罰対象としておりまして、特定秘密が漏えいすることを未然に防止することが、その規定

の趣旨であります。それから 3.5 ですが、29 年後に文書が廃棄された場合はという話であります。特定秘密が記録されている文書につきましても保存期間が満了した場合には、他の行政文書と同様に、歴史公文書につきましても、国立公文書館に移管することとなっております。以上です。

福島議員

廃棄はどうするの。

内閣官房：早川氏

それから、歴史公文書以外の文書につきましては、これも公文書管理法の適用がありまして、廃棄する際には、内閣総理大臣に協議を行って、その同意を得た上で廃棄を行うこととなります。

山田議員

問題は廃棄されちゃった場合、どうなるかなんですね。まあ、それは、廃棄の手続きはわかっただけで、廃棄されちゃったらどうなるか、知れるのか、知れないのか。

内閣官房：早川氏

歴史公文書に該当する場合には、それは公文書館に移管されますし、歴史公文書に該当しないようなものにつきましては、それはそういう手続きを経て廃棄をされるということになります。

福島議員

29 年、30 年経つ前に廃棄されちゃう場合があるってことですよ。

内閣官房：早川氏

歴史公文書以外の文書に関しては、そういうこととなります。

山田議員

いや、もう皆さんはご担当なので、恐れずちゃんとわからないならわからないって言っていただいたほうが正しく答えて頂いた方がいいです、廃棄されちゃった場合はわからないんですかね。29 年後に、まあ手続きはともかく。

福島議員

わからない、

山田議員

それでよろしいですか。ちょっと。

福島議員

わからないんですよね、廃棄されちゃうのも。

内閣官房：早川氏

わからないっていうのは、どういう。

福島議員

廃棄される場合があるわけで、廃棄をされれば、30年後の内閣による承認があったとしてもチェックできないってことですよね。

内閣官房：早川氏

うん？30年後の承認が、承認、要するに29年の話ですよ。

福島議員

はい。

内閣官房：早川氏

廃棄されれば、その当該文書っていうのは、まさに廃棄をされてるっていう状態になりますので、その文書自体はもう見ることはできません。

福島議員

だから、何十年か経って、沖縄の密約はどうかって言われても廃棄されていけば存在しないっていうことになっちゃいますよね。

内閣官房：早川氏

密約のことは別として、その特定秘密の文書に関しては、廃棄されれば、歴史公文書に移管される場合は、移管されますけれども、廃棄ということになれば、それはその文書はもう存在しないってことになります。

山田議員

あれですか、いずれにしてもそうであれば、全部この特定秘密の文書はそういう手続きを取ってある。ひとつも出て来ない可能性があるのと、こういう可能性があるっていうことを残したという。

山田議員

はい、じゃあ、この論点であります、知る権利侵害と、情報取得行為ということで、5点挙げさせていただきましたが、これも。

男性

警察庁の。

山田議員

あっ、ごめんなさい、警察庁あります。ごめんなさい、警察庁、この 3.3 ですね。捜査のほうをお願いします。

警察庁：村田氏

はい。警察が捜査を開始して検挙に至るまでというのはいろんなケースがあると思いますけれども、まず告発がなされた場合につきましては、これを捜査の端緒として捜査が開始されるということはそのとおりです。その後、結果、漏えいした情報が特定されれば、その当該情報を保有している行政機関に対して照会をします。その特定秘密のの該当性を照会して回答を得るということになります。で、その結果、さらに捜査が行われまして、特定秘密を漏えいした被疑者が判明して、かつ、逮捕の必要性、まさに被疑者の逃亡の恐れ、あるいは、罪証隠滅のおそれといったものを勘案した上で、逮捕の必要性があれば逮捕するということになります。逆に、告発がない場合、たとえば、これはいろいろ例があるんでしょうけども、たとえば、より秘匿性の高いと思われる情報がマスコミで報道されたと。あるいは、これはよくありますけども、別事件で捜索・差し押さえを行った際に、特定秘密と、たとえば期待された書類が発見されたり、そういったときに捜査を開始するということになりますけども、そういった捜査を開始したあとの流れにつきましては、告発がなされた場合と同じであります、以上です。

山田議員

今、論点 5 つ出ました。ぜひご質問のほうを中心にかがででしょうか。

仁比議員

いいですか。

山田議員

じゃあ、どうぞ。

仁比議員

共産党の仁比です。今全体として、罰、処罰の対象となるのは、まあ言ってみれば、諜報活動を行っているような人に限られるんだというような趣旨のお話なんですけど、そういう対象者をです、日本政府としてすべて特定してリストアップできているっていうことではないだろうと思うんですよね。一般市民っていうこの質問の用語が何を指すのかっていうのもあるけれども、結局皆さんが特定秘密として指定したのに対して接近して来る者について監視し、処罰をするという構えでしょうと。そのときに、市民が特定秘密としているものに対してアクセスして来ようとしたときに、あるいは、言われてる教唆・共謀・

煽動というような行為をして来たときに、特定秘密であることを認識しているのか、認識していないのか、知ってるのか知っていないのかというのは、どうやって誰が判断します？これ、拘束して自白を迫るしかないんじゃないですか。

山田議員

警察庁いかがでしょうか。

警察庁：村田氏もしくは小林氏

捜査の段階でっということですね。

仁比議員

ええ。

警察庁：村田氏

まあ確かに、その人がどう考えるかについて立証するのは難しいんですけども、しかし、それは相手方がいれば、その人の供述というのありますし、もちろんそれで確定するってわけじゃありませんけども、そういったことを含めて慎重に捜査するとしか言いようがありませんね。

(一同笑う)

仁比議員

という話になるんですよ。それでもって、先ほど、リストがあるのかと、そういう。まあ言ってみれば007みたいなのを質して行くっていうリストがあるのかって言ったら、そうじゃないわけだから、結局あらゆる市民をターゲットにするってことになるじゃないですか。

(一同 拍手)

仁比議員

それから、あれでしょう、その契約業者に秘密を提供するという事になったとき、そこに関わる人たちはみんなその対象になるんでしょう？

内閣官房：早川氏

まず最初のほうの話ですけれども、もう一度ちょっとすいません、管理侵害行為のところでもちょっと出たので、ちょっと申し上げたいと思ってるんですけども、25ページの条文案を見ていただきたい。23条のところですけども、まさにここで処罰対象としておる行為っていうのは、典型的な人に暴行を加えたり、あるいは脅迫して、その特定秘密を持ってる人に対して、出せと、暴行によって取得するような行為でありまして、その場合は、

いくら公務員に漏えいを防止、漏えいしちゃダメだということにしたって、暴行を加えられて、あるいは脅迫によっての場合は止められないので、そういう行為をひとつは処罰対象と、取得行為を処罰の対象としているものであります。それから、又は以下の財物の窃取とか損壊のほうは、それはもう公務員がちゃんと管理してるにも関わらず、たとえば、施設に侵入をして金庫を破壊をして、その特定秘密っていうものを取って行ったと。そういうふうな行為を処罰対象としておるのでありまして、そこで想定されるっていうのは、かなり悪質な行為で、特定秘密であるということ認識した上で、こういうふうな行為をやって取ったりしたものを処罰対象としていると、そういうことを申し上げたいものであります。

仁比議員

ちょっと私ばかりが何回か、私、最後にしますけど。そうした知っているかどうかだとかを、結局質すのもの、はっきりさせるのは、皆さんの立場からすると捜査機関ってことになるわけですよ。だから、捕まえて自白させる、そのみに強要するということになりませんかということと、それから、先ほどもね、たとえば脅迫、欺きっていうこともそうですが、疑問っていうこともそうですけど、脅迫っていう構成要件についてはですよ、過去、日本の警視庁においても、のちに正当というふうにして無罪になったとしても、脅した、脅迫したということで、拘束して刑事裁判にしてきた例がいくらかもあるじゃないですか。

(複数名 そうだ)

仁比議員

官邸前で我々が密約を明らかにせよということで、こうした皆さんが集まって声を上げたら、それによって脅迫されたとか威圧されたとか、あるいは、その容疑があるということで、我々を捜査の対象にする、あるいは拘束する。そういったことって、この法文上、あり得るじゃないですか。

(一同 拍手)

山田議員

その点においては、

内閣官房：早川氏

この場が別にそういう問題だとは思っておりませんし、ここで言ってる脅迫っていうのは、まさに脅迫行為、ちょっと害悪を告知するような形で、よこせというようなものでありまして、いわゆる悪質な行為でありまして、その場合には当然、脅迫された側の公務員とい

うものも、そういう認識があるわけでありまして、そういうところで、当然必要な捜査活動が警察によって行われるものと考えております。それから、もうひとつ契約業者の話を申し上げます、質問があったと思うんですが、契約業者で、実際に本法で漏えいしちゃダメだよっていう対象になるのは、その契約業者のなかで実際に特定秘密を取扱うこととなる、いわゆる従業員の方々でして、それはその特定秘密を、その範囲っていうのは、具体的に誰が扱うのかっていうのは決める形になりますので、たとえば、A社っていう会社があって、そのA社が、もし仮に特定秘密の提供を受けたとしても、A社の従業員みんながその特定秘密を取扱うわけでは通常はないと思ひまして、そのなかの扱う人だけが対象となるというものであります。

仁比議員

いっぱいいるじゃないですか。

福島議員

その人が漏えいすれば、

山田議員

よろしいですか。

福島議員

はい、じゃあちょっとすいません。2点、早川さん、あのね、特別のここのように23条を言うけれど、森担当大臣は、西山事件も有罪となるって言ってるじゃないですか、この法律の下で。どこに当たるんですか。だから、これ23条は、その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為、あるいは、取材が適当でなかったといくらでも言って、これに当たるんじゃないかと思ってるんです。それから2点目は、どういうふうに秘密保護法が動くかということ、パーンと新聞にこんな問題がある、違法盗聴を、たとえば政府がしてとパーンと出る、これを漏らした者は誰かっていう犯人探しと、誰がそれを報道したかっていうことがあって、秘密保護法違反だと逮捕されるっていうようなことが起こり得る。もうひとつは、共謀の段階、共謀・煽動で処罰をするというものすごく珍しい形を取っているんで、共謀をやると、で、これ、故意だっていうけど、未必の故意っていうのがあるので、私が、いや、こういうことまで解放、厳罰暴けば、特定秘密に当たるかも知れないって思いながら共謀する。と、警察はこれ、どうするんですか。共謀やってる人間を、当たるかとも思いながらもやっている。警察は何が特定秘密かわからない。で、どの段階でどういうふうな捜査があって、特定秘密だって言って逮捕されたあと、いや、これ特定秘密じゃ

ないってなるのか、特定秘密だとなるのか、未必の故意があったと言われるのか。どうな
んですかね。とりわけ、共謀、情報が漏れない段階で、何が情報かわからない段階で、こ
の秘密保護法違反が共謀罪で成立するから、何がわからなくて逮捕されるってことが起
り得る。この点について、もう少し話してくれますか。

(拍手)

山田議員

じゃあ、警察庁、いかがですか。

警察庁：村田氏

特定秘密につきましては、今、議員のおっしゃったような、逮捕されてから特定秘密かど
うかわかるというようなことはあり得ないと考えてます。逮捕する前に必ず確認されない
限りは、こちらでも正式に捜査として動けませんので、その証拠を持ってる人、持っていると
思われる省庁に確認をして、その結果が来てからということになります。

山田議員

その場合には、逮捕されるときには、あなたは特定秘密に触ったってということが宣言され
てやっぱり逮捕されるんですよね。

警察庁：村田氏もしくは小林氏

はい、そういうことになります。

山田議員

よろしいでしょうか。あとですね。あっ、いいですか。

内閣官房：早川氏

あと、森大臣の発言に関するご質問ですが、森大臣が発言されたことは、著しく不当な方
法っていうのは、どういう場合なのかっていうことに関して、西山事件でもう、前回その
判例、決定をお答えさせていただきましたが、そこで、その手段・方法が一般の刑罰法令
に触れないものであっても、取材対象者の個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪する等、
法秩序全体の精神に照らし、社会観念上是認にすることのできない態様のものと、そうい
うものがその著しく不当な方法によるものとして、そういう最高裁決定があるという決定
を申し上げたものだと考えております。

福島議員

条文だと、どれに当たるんですか。

内閣官房：早川氏

条文ですと、24 ページのところで、21 条で、その 2 項です、出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする、ここのなかの不当な方法によるものということに関してのやりとりであると思っております。

仁比議員

確認しときますけど、このあいだの森担当大臣の発言は、西山事件はこれに当たると。そういう発言だったでしょう？この 21 条の 2 項を説明したのではなく、21 条の 2 項、この法文がこうやって出てきましたから我々もわかるようになりましたけど、21 条の 2 項の著しく不当な方法によるものと認められると、西山事件は。だから西山事件が、この本法が、もし法案ではなくて実際に施行されたのちに、西山事件のような対応の取材が行われたときには、著しく不当な方法によるものと認められるんだと。だから、処罰の対象なんだということと言われたんでしょ？

内閣官房：早川氏

先ほど申し上げた、その読み上げました、西山事件の最高裁決定の著しく不当な方法によるものとしてのものでは、先ほどの刑罰法令に触れないものであっても、以下の社会観念上、是認にすることができない対応のものであると、そういう最高裁決定に関して申し上げたものであります。

仁比議員

いやいや。

福島議員

いや、処罰されると言ったわけで、だって、21 条が処罰のあれじゃないじゃないですか。どの条文で処罰されるんですか。

男性

だから、どこまでが秘密なんですか。

山田議員

わかりました。これ、たぶん森大臣やったほうがいいかと思います。こちら守る側ですので、たぶん、もうこれ以上は無理かなあとと思います。あと、私のほうから、3.2 なんですけども、先ほどお話し出てたご回答のなかで、一般市民あるいは国会議員が、ある情報が特定秘密だってことがわからないっていう場合は、罪に問われないっていうふうにおっし

やってたんですけれども、そうすると、最初から特定秘密がなんだかわからないわけでありまして、で、誰も罪には問われないという解釈でよろしいのでしょうか。

(拍手)

内閣官房：早川氏

したがって、通常の方々が特定秘密であると認識している必要があります。通常の方々は本法の処罰対象となるものではないと申し上げているところです。

男性

だから認識できないんだもん。

福島議員

つまりね、認識できなければ、この処罰できないし、また逆に言うと、未必の故意があったらと強引にやれば、みんな未必の故意があったことになるんじゃないですか。じゃあ私たち国会議員や市民は、特定秘密なんて思わなかったって言えばいいのかしら。

(拍手)

内閣官房：早川氏

あくまで特定秘密であるという認識の有無によって判断されることになります。

山田議員

まあそれはそれで大事なご発言でしたので。その辺で。よろしいでしょうか。先にじゃあ時間も迫っておりますのでいきたいと思います。で、ちょっと時間迫ってます。できれば会場の発言も頂きたいと思っておりますから、スピードちょっと上げていきます。適正評価と国会・裁判所をまとめていきたいと思います。適正評価のところではありますが、適正評価の対象となる職員数の数、前は6万5,000だとかっていう数が出てまいりました。アメリカなどに比べて、逆にですね、秘密情報の取扱いの数が多くて、まあアメリカなどでは問題になっているということもありますし、日本でも試算して公開するべきだというふうに考えてますけども、いかがなんでしょうか。それから、国会・裁判所のほうも続けていきたいと思っております。5.1 であります。特定秘密を公開するべきということを裁判で訴えることはできるのかと。できるとすると、特定秘密の内容は公開されるのか、また、裁判自身は公開されるのかどうか。5.2 であります。情報取得行為によって、国民は予め、具体的に何の情報取得しようとするか犯罪になるということは知らされているのかと。ちょっと先ほどの質問にも繋がって来るかと思っております。それから、5.3 であります。情報漏えいおよび情報取得について刑事裁判となった場合、裁判では何が特定秘密であるか

が公開されないとすると、どのように訴状は書かれるのか。また、裁判の場で裁判官や弁護士が秘密情報を入手した場合の情報の取扱いはどのようになるのか。5.4 であります。本法で情報漏えいにより逮捕された行政職員が、行政の長の秘密指定が誤っていたとの裁判を起こした場合は、当然にその内容は公開されることになるのかどうか。5.5 であります。行政職員等が違法に盗聴しているということを告発した場合に、情報の出し手および受け手はそれぞれ処罰されるのかどうか。この辺、お答えいただければと思います。

内閣官房：橋場氏

はい、まず最初の適正評価に関する点でございますが、適正評価はこの法律上、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる者に対して行うものでございます。ですので、この法案が成立することになりまして、特定秘密として指定される情報の件数等が明らかになったあとでなければ適正評価の対象者数を正確に積算することはできません。

男性

だから、明らかにできないってこと。

内閣官房：早川氏

次に、5.1 の国会・裁判所の一連の関係の一連のご質問ですけれども、特定秘密が記録されてる文書について、情報公開請求がなされた場合についても、その情報公開法に基づきまして、開示・不開示の決定を行うこととなりますが、特定秘密に係る部分は、その性格から不開示と判断されるものと考えております。で、そうしたその不開示決定につきましては、行政事件訴訟法に基づき、不開示決定の処分の取り消しを訴えることが可能でありまして、その公開の裁判のなかで、仮に当該請求が裁判所によって認められることとなれば、特定秘密に係る部分に関しても不開示決定が取り消され、開示されることになると考えております。それから、情報取得行為についてのお尋ねですけれども、これは先ほどから出ております特定秘密の取得行為が成立するためには、取得行為を行ったものが特定秘密であると認識している必要があります。それから、5.3 の裁判の話ですけれども、今までの、これまでのもう秘密漏えいのこういう事件の刑事裁判におきましては、秘密自体を裁判所に提出するわけではないんですけれども、その秘密が実質的に秘性があるということ立証する方法が取られておりまして、具体的には、秘密の指定基準、どういう形でその秘密指定をするのかといった指定の方法など、そういうことや、あるいはそういう実際にその秘密指定自体が、行政府内部においてそういう基準に則って指定されていること、あるいは、実際にその秘密がどういう性質のもので、秘密としての取扱いをしなきゃいけ

ないのかということ立証することによって、その秘密が実質的に秘である、実質的秘であることを立証することをいたしております。それから、その行政機関が裁判の場で特定秘密を提供する場合ということで考えられるのは、期日前公判手続き等におきまして、場合によっては証拠の提示命令みたいなものがインカメラ審査の形でなされる場合が可能性としてはありますが、その場合も、結局は裁判所に対する提示でありまして、弁護人のほうの場合、いわゆる弁護人が裁判の場で特定秘密を入手することはちょっと考えられないと考えております。ちなみに、そのインカメラ審査のために特定秘密の提供を受けた裁判官が特定秘密を漏えいした場合には、本法によって処罰の対象となります。それから、5.4ですけれども、裁判を起こした場合に、当然にその内容は公開されることになるのかというご質問ですけれども、特定秘密はもともと漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれのある情報だということでありまして、こういう裁判が起こされたことをもって、これを開示することにはならないと考えております。それから、5.5 はちょっと、どういう。あ、まあじゃあ、違法に、ちょっと仮定の話でありますので、なかなかお答えするのが難しい話なんですけど、違法に盗聴しているということをよく、仮に特定秘密として指定するという、そういう問題意識のご質問ですかね。

福島議員

はい。

内閣官房：早川氏

そうありますと、もともとそういう違法な行為というものを特定秘密として指定することはありませんので、そういう 5.5 のような事例に関しては、ちょっと、そういう事例っていうのは想定されないというものであります。

福島議員

スノーデンさんみたいな事案があったら、日本の場合は、ある人が政府は違法に盗聴してるって言って告発をして報道された場合、それは無罪というか、何も処罰されないってことですね。

内閣官房：早川氏

スノーデンの事案と言いますか、要はちょっと個別の具体の事案でありますので、今すぐ、お答えするっていうものではないと思っております、その違法な行為というものを特定秘密として指定をするということはありませんということをお申し上げております。

山田議員

もし、じゃあ違法性が明らかになった場合、自動的に特定秘密から外れるっていう理解でよろしいんでしょうか。

内閣官房：早川氏

外れるっていうか、その違法な行為というのを特定秘密として指定することはありませんということであります。

仁比議員

今の話、噛み合っていないですね。違法にであれ、何にあれ、収集された情報や、あるいは政府間で共有された情報をですね、だから、スノーデン氏が告発をしたような形や、あるいはメルケル首相が抗議をしているような盗聴で、アメリカは情報を収集蓄積してきているわけでしょ、フランスの件もあります。で、それを共有したいでしょ、NSCのもとに。そのために秘密保全体制が必要だって言って、総理が先頭に立って言ってるじゃないですか。で、そうやって情報が共有されたときに、それが特定秘密になるでしょ。と、総理が一生懸命言ってる。だからアメリカも情報くれって言ってる。で、それが日本であらわになったら、秘密保全法のこの処罰や監視の対象になるのは当たり前です。そうでしょ。だから、違法な盗聴行為そのものを、だから、盗聴行為そのものを秘密と指定するっていうのは、ちょっと考えにくいかも知れないけども、どんな形であれ得た情報は秘密なんでしょ。違いますか。

山田議員

いかがでしょうか。

内閣官房：早川氏

申し上げてるのは、ご質問は、その違法な行為を秘密指定としてすることがあるのかってことに関して、ないと申し上げてるものであります。

仁比議員

だから、その質問じゃない。私が聞きたいのは、そしたら、質問違うっていう質問に考えてもらっていい。今の日本の刑事訴訟の言葉で言うと、違法収集証拠っていう形でもいいです。盗聴として違法であろうが、そもそも盗聴なんて違憲だと私は思いますけど、違法であっても、そこで得た情報っていうのをこれ特定秘密にしないんですか。

内閣官房：早川氏

日本において、そういう違法な形で収集した情報はないものと思って。

仁比議員

いや、あります。それから、アメリカを中心にね、

山田議員

発言では大事なことでありまして、それは特定秘密にしないということ、ここで明言されたことは、大きな内容でもありますので、あるないとかいう以前に、それは特定秘密にはならないということで、それは、よろしいですね。

内閣官房：早川氏

我が国、日本において情報収集してるものは、適正に収集された情報であるということをお答えしております。

山田議員

それじゃあ、たとえば、アメリカの艦船かなんかで核を積んでですね、いわゆる湾内に入ってきたというような情報が、もし防衛上あったとしても、それ自身は、日本の国内法に照らし合わせると違法であるという場合は、特定秘密には掛からないという理解でいいんですか。

内閣官房：早川氏

ちょっとすいません、仮定の話で申し上げられても、ちょっとお答えができないんですが、日本で、我が国で収集している情報というのは、適正に収集された情報であるということでもあります。

福島議員

じゃあ、違法なことを違法に何かが行われている、違法だと思われることについて告発する場合は、そもそも秘密保護法の指定なんてあり得ないから関係ないっていうことを今日おっしゃったわけですね。

内閣官房：早川氏

もう一度ちょっと。

福島議員

つまり、さっきの核を積んだものが沖縄の湾岸に実は入ってた、佐世保に入ってた。これを告発した場合、違法なことなんていうのは日本はやっちゃいけないわけだから、違法盗聴も含めて。で、それについては、そもそも秘密指定ということはないということですね。

内閣官房：早川氏

ちょっと個別の仮定の話に関しては、お答えはできないんですが、いずれにいたしましても、日本、我が国で収集している情報っていうのは、適正に収集された情報であります。

福島議員

すいません、非常に重要なことで、裁判のことなんです、弁護人は秘密に入手できないっていうと、どういう裁判をやるのか。つまり、戦前の軍事機密法は、公開でやったとしても何議論してるかわからなかったって聞いているんですよ。で、表現の自由については非公開にできない。じゃあ公開された法廷で特定秘密が出てくるのか、出てこないのか。つまり共謀の場合、あなたは特定秘密違反で逮捕されました。私、国会議員福島がそう言われる。そして逮捕されて、で、裁判になって、弁護人は特定秘密とは何か暴こうとして、アクセスできないわけでしょ。特定秘密を明らかにしてもできない。インカメラ方式で裁判前手続きで、その情報が出たとしても、じゃあ公開の法廷でこの特定秘密はおかしい、福島みずほが暴こうとしたのは正しいというふうに言おうと弁護人がしたら、煽動になるんですか。ほんとにね、どうやって被告人を守るんですか、特定秘密にアクセスできないと。

内閣官房：早川氏

それは煽動にはなるものではないと。弁護活動でありますので。

福島議員

だって弁護人が特定秘密にアクセスできなかつたら一体どうなるんですか。その秘密としていることそのものがおかしい。密約も、この特定秘密としていることがおかしいっていうのを法廷で言うことが可能なんですか。さっき、秘密に弁護人はアクセスして入手できないっておっしゃったじゃないですか、何をもとに裁判やるんですか。

内閣官房：早川氏

その秘密であることの立証は、訴追側で行うことになりまして、実際に、実質秘性を立証するためには秘密が指定をされておると。その指定が手続きに則って行われていると。

福島議員

いや、秘密の中身は法廷に出ない場合があるわけでしょ。

男性

出ない。

福島議員

出ないでしょ。出ないんでしょう。

内閣官房：早川氏

秘密である限りは提出するつもりはありません。

福島議員

つまり、裁判の公開があつてみんなが傍聴して、特定秘密、秘密が出てこなかったら、弁護人もそれに触れることができなかつたら、なんか私やったような気がするけど、何に触れたんだらうってわかんないじゃないですか。どうやって弁護するんですか。もうひとつは、それを秘密であるべきでないというふうに思ったときに、具体的な情報がなければ、争えないじゃないですか。なんか触れたかも知れないっていう裁判なんですか。

内閣官房：早川氏

その具体的な行為に関しては、立証していきますし、秘密の内容に関しては、実質秘であることを、秘密の指定の手続きとか、

福島議員

いや、違うんですよ。指定の手続きじゃなくて中身なんですよ。

山田議員

これも法律論のなかになりますので、ぜひ国会のほうで、こういうのはやったほうが。もうたぶん水掛け論になりますから。まあ市民の方々は、たぶん、これが相当問題があるなということを理解していただいたと思います。他にはよろしいですかね。ちょっと皆さんの発言、質問を残したいので、前に進みたいと思いますが。じゃあ、報道の自由とパブリックコメントをまとめてやって、ひとつ回答いただいて、会場からもご質問いただければと思います。報道の自由で、夜討ち朝駆けのケースであります。望遠レンズによる撮影、放置された書類を見る、壁に耳を当てての盗み聞き、酔わせて聞きだす等は、マスコミ配慮規定の、著しく不当な方法に該当しないとのことでありますが、これらの対象となった行政職員等は処罰の対象になるのかどうか。それからパブリックコメントですけども、これは前回もやりましたが、要求させていただいたパブリックコメントの詳細版についての、出している期日をお約束いただきたいということなんですけれど、いかがでしょうか。

内閣官房：橋場氏

まず報道の自由との関係の件ですが、著しく不当な方法に該当する取材行為か、もしくは、該当しない取材行為かに関わらず、公務員が取材の相手方に特定秘密を漏えいすれば、この法案で処罰の対象となるということでございます。それからパブリックコメントについてですが、私ども意見募集と言っていますが、その結果につきましては、すでに公表しておりますし、お示ししたとおりでございますので、それ以上に詳細なものは作成しており

ません。

男性

作成してくださいって言うてるでしょ。

男性

全部出してください、全部出せって言うてるんです。

(口々に)

山田議員

そのパブリックコメントは出せないんでしょうかね、中身を全部。

男性

なぜ出せないか理由を説明してよ、きちんと。

男性

A4、2 ページじゃ分からない

内閣官房：橋場氏

これは今申しましたように、すでに公表はしましたし、お示した通りでございますので、それ以上に詳細なものはありません。

山田議員

じゃあ、質問に移りたいと思います。1 点、報道の自由のなかで、望遠レンズによるコッカの撮影とか、壁に耳を当てて聞かれたということで、漏れちゃったという場合に、それでも公務員の行政職員っていうのは処分ちゃうんですかね。そういうことで聞いているんですけども。かなりこれは行政職員からすると酷な話じゃないかなという気もするんですけども、こういうのもやっぱり処罰はされるという認識でよろしいですか。

内閣官房：早川氏

すみません。そういう意味では、ちょっとお答えが雑駁でありました。厳密に言うと、夜討ち朝駆け取材であれば、当然記者の方から取材があつて、それに対して回答するっていう行為がありますので、公務員は処罰対象となります。それから、望遠レンズによる撮影という部分に関しては、ここになってくると、故意っていうのは、ちょっと普通は考えられないと思いますので、過失として秘密を管理している側がちゃんと漏えいできないような確保をしてるのかということとの関係で個別の判断になってくるとと思います。それから放置された書類を見るっていうのも形態によると思いますけれども、たとえば、執務室の机の上に放置して置いておるといような場合には、ちょっと管理が適切でないという

意味で過失の可能性が出てくると思います。それから壁に耳を当てての盗み聞きというのも、ちょっと、これも形態によると思っておりまして、普通、秘密をそういう形で管理をして取扱う場合には漏えいをした、漏えい防止の措置をはかった上でそういう部屋で取扱いますので、これ、ちょっとときと場合によると思います。それから酔わせて聞き出すという行為ですけれども、これも飲酒をして話すということになれば、普通は、通常、故意って言いますか、がありますので、これに関しては、いわゆる漏らした側は漏えいの対象になると、そういうことで考えております。

山田議員

わかりました。ありがとうございます。そしたら時間も迫ってまいりましたが、ぜひ、今回はですね、参加されてる方々から質問いただいてご回答いただくというふうにしたいと思っております。できるだけ質問のほうは手短にというか、簡潔にさせていただいて、お答えも明瞭にさせていただくというふうにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。はい、じゃあ前の。

タナカ氏

フリーのジャーナリストのタナカと申します。報道、取材の自由についてお伺いいたします。ウィキリークスが典型的な例のように、政府にとっても最もやっかいなのがインターネットです。フリージャーナリストの大半は、このネットを活動の場としております。そうすると、この法律の概要にありますように、専ら公益を図る目的を有しとありますが、新聞だとか、大新聞とか大テレビ局でしたら、公益だと大段平を張れますが、フリーの場合、公益だってなかなか公の機関が認定してくれなかったりするんですね。そうなった場合、通信傍受法とかも絡んで、簡単にこれ、フリーのジャーナリスト引っ張れるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

山田議員

それ、どなたに？警察庁に。

タナカ氏

警察庁に聞きたい。

内閣官房：早川氏

ちょっとその前提として、

タナカ氏

はい、お願いします、お願いします。

内閣官房：早川氏

ここで、ページで言いますと、今、24 ページの 21 条の先ほどちょっとご紹介した条項の話であると思いますが。ここで言ってる、出版又は報道の業務に従事する者というものに関しては、当然、いわゆる大新聞とか、そういう通信社だけではなくって、報道の業務を行っておる、個人の、いわゆるフリーランスの記者の方々もここに入ってくると思ってます、入ってきます。それで、専ら公益を図る目的っていうのも、通常の取材活動は、これに当然入ってくると考えておりますが、たとえばっていうので、例外的な場合で、テロリストが報道機関と偽って、テロの情報収集をやっているっていうような場合は、さすがにこれは専ら公益を図る目的とは言えないという場合があるので、こういう規定をしているのであります。

タナカ氏

警察庁さん、ぜひ、お願いします。

警察庁：村田氏

特定秘密ということの認識というのがなければ、取材ということだけではわからないはずですから、先ほどの質問は、特定秘密というのがわかった上での何をするんっていうんすかね。

タナカ氏

いや、特定秘密とわからないじゃないですか、全然知らされてないんだから。それで何が、たとえば公の機関に取材をしようとしたと、フリージャーナリストが取材しようとしたと。そしたらば、特定秘密に触れたと。その場合、知りませんから、地雷踏むのと同じだから。その場合、専ら公益を図る目的を有してないっていうふうに見なされて引っ張られるんじゃないだろうかと。

警察庁：村田氏

そのようなことはありません。

タナカ氏

どうしてですか。

警察庁：村田氏

特定秘密ということを知りたがらずにやるということですよ。

タナカ氏

ええ、ええ。

福島議員

でも未必の故意ってあるじゃないですか。特定秘密かも知れない。

男性

それは法文上どこに書かれているんですか

タナカ氏

どれが認識なのかわからないじゃないですか。

男性

法文上どういう回答があるんですか。認識問題で。

山田議員

ぜひ、ちょっと警察庁の方。

内閣官房：早川氏

よろしいですか。

タナカ氏

いや、警察庁にお願いしたいんです。警察庁がどう理解されているのか。

警察庁：村田氏

今おっしゃったような論点で言うと、やはり、特定秘密がばれてるのがわかって、上でも報道を規制してますんで、わからない場合ということであれば、それは引つかからないと思いますけど。

福島議員

でも、たとえば、自衛隊もかつて三矢研究ってあるじゃないですか。あれは、たとえば、とても重要な情報で日米間の核の問題を暴こうなんて思えば、特定秘密かどうかわからなくても、別表にあたる可能性が極めて強いでしょう。だとすると、結局、実は、これが特定秘密かもしれないが、もしそうだとしても構わない。つまり、未必の故意は故意ですから、特定秘密だと厳密に知らなくても、そしてフリージャーナリストもさることながら、今、もう市民活動家とフリージャーナリストって延長線上にあるから、市民活動家が情報を取ろうとしたら、未必の故意があったって言われるんじゃないですか。国会議員だってわかってるわけだから。

警察庁：村田氏

でもその取材の方法については、著しく不当な方法によらないということであればかからないと思いますけれども。

山田議員

いずれにしても、じゃあ秘密指定ということがわからなければ、もう、捕まるってこともなければ立件されることもないという認識でいいんですね。そう断言していただけますか。そこだけ断言というか、

(一同 拍手)

警察庁：村田氏

特定秘密という認識がないと、それはもちろんありませんというような。

山田議員

わかりました。はい。じゃあ次の方よろしいですか。じゃあそのうしろの方、どうぞ。

マエダ氏

出版労連のマエダと申します。第七章罰則のことなんですけれども、22条、その他のところも同様なんですけど、又は情状によりという条文があって、懲役と罰金を併科するっていうことになってますね。似たような法律が、覚せい剤取締法の41条にあって、非常にこれは覚せい剤のことですから、非常に厳しくなるのはわかるんですけども、この法案、今回の特定秘密法案で、あえてこのように懲役と罰金を併科する、その情状っていうのは実際何なんでしょう。非常に、そうでなくても厳しい罰則なのに、さらにわけのわからない情状で一千万円というのを加えているその理由、その中身を知りたいんですが。

内閣官房：早川氏

まさに覚せい剤の例を挙げられておりますが、ここで秘密の漏えいする側の行為として、多額の現金を積まれて漏えいする場合っていうのがありますので、そういうことを考慮してこの併科っていうものの刑量を定めたものであります。

山田議員

他には、

マエダ氏

罰金だけですか。

山田議員

じゃあ、どうぞ。

内閣官房：早川氏

ここでは情状による、又は情状により十年以下の懲役及び千万円の罰金に処するなので、懲役と罰金が併科ということです。

マエダ氏

お金の授受に関して、その情状を

内閣官房：早川氏

典型例としては、そういうことが、まあ考えられると思います。

山田議員

じゃあ、どうぞ。

男性

お話を伺いまして、まず罪刑法定主義に触れてるということ。それからやはり刑事裁判における適正手続きのほうがなされていない。そしてまた、国権の最高機関である国会の権利っていうものが大きく侵害されているんで、憲法違反だと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

(一同 拍手)

山田議員

このあたり。

内閣官房：早川氏

法律の構成要件につきましては、自衛隊法の規定、あるいは管理侵害行為の規定する不正競争防止法の規定、そういう例と同じようなものであります。それから国会との関係につきましても、国会法 104 条のなかで、国政調査権等でこれまで特定秘密であれば国の重大な利益に関わるということで声明を出さざるを得ないような場合についても、本法では提供ができるというようなものであります。それで、そういうものでありまして、各憲法には当然従った法案であります。

山田議員

他にはありませんか。じゃあ、どうぞ。女性の方。

女性

2 点あります。まずこのカラーのページの、そもそもの特定秘密の内容について、③特定有害活動とは何でしょうか。それからもう 1 点、5 番の 5.3 と 5.4 ですけれども、この場合、裁判のなかで特定秘密が公開されないということは、司法に明かさないということだと思ってるんで、そうすると行政は司法の判断を受けないということになり、これは三権分立違反すると思いますが、いかがでしょうか。

内閣官房：早川氏

まず特定有害活動の内容につきましては、法律のなかで定義をしております、16 ページに特定有害活動というものの定義を置いております。そこでは、ここでちょっと長いんですけども、括弧内で、公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動。これがひとつの塊でありまして、それからその他に核兵器、軍用の化学製剤、ずっと出てきまして、ちょっと時間があれば飛飛ばしますが、輸出し、又は輸入するための活動。それから、その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、害するおそれのあるものという規定をしております。冒頭に申し上げましたものが、いわゆるスパイ活動みたいなものでありまして、2 番目のものが核兵器の取引みたいな活動であります。それから 3 番目のものっていうのは、その他の活動ってありますけれども、たとえば例示で申し上げますと、拉致問題のような外国が日本人の拉致を行うようなものを想定しております。それから 2 点目の裁判のお話ですが、これは先ほども申し上げたものでありまして、特定秘密というものを直接それを裁判のなかで秘密を保護するためには出すものではありませんけれども、その秘密というものが手続きに則って指定をされており、かつ、その秘密が実質的に保護すべきものであるということを経験のなかで立証していくことによって説明していくこととなります。

山田議員

はい。それでは、今、時間がありませんので手を挙げての方を中心に〇〇けど、じゃあ、どうぞしろの男性の方。

スギハラ氏

スギハラと言いますけれども、橋場さんに質問ですが、先ほど最後のパブリックコメントの詳細なものを要求しているときにですけども、お答えとして、すでに公表して、それ以上に詳細なものはございませんと、しゃあしゃあと言われましたけれども、9 万通以上のものをわずか A4 一枚半にまとめるって、あなた方がやってる仕事自体が、これ以上に複雑なものはないですよ。

(一同 拍手)

スギハラ氏

でね、あなたご存じかも知れませんが、昨年の夏ごろですか、民主党政権の時代にエネルギー基本計画を巡るパブリックコメントがありました。あのときは 8 万 9,000 件が集まって、今回と同じぐらいの数が集まったんですが、それに対して、政府は、ほぼすべてを

ホームページで公表したんです。でね、今、特定秘密に私たちのパブリックコメントを指定されてるわけじゃないでしょ、ね。そうである以上、主権者である市民が出したパブリックコメントを公表する、そのことをサボる、隠ぺいする権利はあなた方公務員にはないんですよ。

(一同 拍手)

スギハラ氏

そもそも答え方が、もう失礼千万でしょう。国会議員と私たち市民が何度も詳細なものを公表してくださいと言いつけてるのに、今日またね、これ以上詳細なものはないとか、そんなこと平気で答弁することは失礼ですよ、謝罪してください。

(一同 拍手)

スギハラ氏

そして、最後です、終わりにしますけれども。ですから、あなた方がパブコメを隠す権利がない以上、今日この場できちんといついつまでに、すべてとは言いませんよ、まったく同じものはまとめてもいいですよ。それぐらいは許しますけれども、少なくともできる限り、詳細なものをいつごろまでに公表するっていうことを確約して帰ってください。

(一同 拍手)

スギハラ氏

教えてください。

(一同 拍手)

山田議員

お答えいただけますでしょうか。

内閣官房：橋場氏

お答えは先ほどいたしました通りでございますので、その結果につきましては、すでに公表しておりますし、

スギハラ氏

してない。

内閣官房：橋場氏

お示しした通りであり、それ以上の詳細なものは作成しておりません。

スギハラ氏

作成してくださいって言って。

山田議員

ごめんなさい、ちょっとこれはもう水掛け論になりますから、我々国会議員としても、国民の代表なんでちょっと強く要求はしていきますので、それでするしくお願いします。またちょっとこの件はあとでやっていきます。

スギハラ氏

要求っていうより実現させてください。こんなことでね、まかり通るっていう前例作っちゃいけないと思います。お願いします。

(一同 拍手)

山田議員

そしたら、時間が無いので、うしろの方、どうぞ。

男性

すみません。この法文の 25 ページ、26 ページの罰則の内容についてお伺いしたいんですけど、まず第 23 条、先ほど、福島議員も触れられていましたが、その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為。これは前に書いてある内容と、どう見ても並列に読めます。ですから、ここの、その他のっていうところを、などのというふうに変えてください。じゃないと危なくてしょうがないです。あともう 1 点、24 条の説明が、先ほど知る権利の関連であったんですけど、ここの説明をされたときに、内閣府の方が 23 条の特定秘密の取得行為に関してのみ説明があったんですが、この条文自体は、22 条 1 項にもかかっています。特定秘密漏えい行為。たとえば国会の審議のなかで国政調査権によって議員の方が質問したときに、特定秘密であるから答えられないという回答があったときに、私たち国民が国会の前や官邸の前で、その特定秘密を明らかにせよというふうに言ったときに、これは煽動罪として処罰されるのでしょうか。そういうことになりますか。特定秘密とわかっていて、いわゆる、今、表現の自由として認められている憲法 21 条にある表現の自由っていうのは、国家が国民に対して嘘をついていたときに、それを明らかにしろということを保障する権利だと思います。どうでしょうか。それでもう明らかに、もし、私はこの条文に関しては、現在の憲法 21 条の表現の自由を著しく侵害すると思います。以上です。

(拍手)

山田議員

いわゆる、その他など、などっていうのも国会用語でかなりきわどい表現で幅持ちちゃうんですけども、この辺を変えて、いわゆる上の情報を確定するという文言に変えられない

かどうか。

内閣官房：早川氏

まさに、25 ページの 23 条は、その他のっていうのは、こういう形で例示を知って、その他のっていうのがあくまで例ですっていうのが、法文上の決まりになっております。

福島議員

違うんじゃないですか。このポンチ絵を見ると、1、2、3、4、5、6、2～5 以外の特定秘密の保有者の管理を侵害する行為と説明してるじゃないですか。つまり、特定秘密の保有者の管理を侵害する行為は、人を欺き、人に暴行を加え、施設への侵入、不正アクセス行為以外の特定秘密の保有者の管理を侵害する行為というペーパーを役所は作ってるじゃないですか。これが広範囲になるからダメだっていうふうに言ってるんですよ。

内閣官房：早川氏

それは、2 から 5 まではもう、すでにここで列挙されてるので、この説明のところでは 2 から 5 以外のという形の書きぶりをさせていただいているのであります。それから、煽動の話ですけれども、先ほど言われてた端的に特定秘密を出せっていう形で運動されるようなことっていうのは、ここで言う煽動には該当するものではないと考えております。

男性

情報が出たときには罰則にならないんですか。それで公務員の方が特定秘密を知りながら情報出したとき、それは罰則対象ですよ、公務員は。それを教唆したっていうことは煽動・教唆にならないんですか。24 条の対象になりませんか。

内閣官房：早川氏

そういう一般的な形で教唆をするというものに関しては、それはそもそもちょっと教唆には当たらないものでありまして。

福島議員

っていうか、今の話は、たとえば沖縄も密約があるんじゃないか、まあ存在しないと言うかもしれないけど、それは特定秘密だから答えませんって言ったときに、特定秘密の中身が具体的になってるんですよ。みんなが集会や官邸前で沖縄返還の密約がある、それを明らかにせよっていうのは、かなり特定してるじゃないですか。出る以前に、これは煽動ではないんですか。

内閣官房：早川氏

具体的な働きかけ行為って言いますか、そういう行為をやってるわけではないので、それ

は当たりません。

山田議員

じゃあ、あの。どうぞ。

ヤマザキ氏

治安維持法同盟のヤマザキゲンと申します。私は罰則の問題についてご質問したいと思えます。私はこれまでの人生のなかで、秘密保護については3回目の体験であります。最初は戦時中の、小学校2年でございましたけれども、軍機保護法の40年ぶりの大改革がございました。このときの法案は死刑法でございました。1985年の2回目の国家機密法の原案も第一次原案は死刑法でございました。今度の提案の政府検討の過程で、原案を作成する検討の過程で軍機法のこと、国家機密法のこと等、歴史的に考え合わせて、死刑法にする、あるいは無期または死刑法にするという論議があったのかないのかです。そのことをまずお聞きしたいと。それからもうひとつ、このカラーの今日いただいた説明のポイントと、説明資料にですね、罰則のところは10年以下の懲役ということだけが書いてあったと思いますけれども、法案の24ページは、22条を見ますと、情状により懲役10年。私はこのように、又はというふうに新聞紙上での報道を見ておったんですけど、逆に情状により10年以下の懲役及びと、及び一千万円以下の罰金と、こうあるわけがございますね。及びというからには、ダブル懲罰だというふうに思いました。そうしますと、私も実は国家公務員だったんでございますけれども、私が、もしも懲罰を受けた場合には懲戒免職ですね。それか10年の懲役ですね。そうしますと一千万円の金をどこから出すか。家族に累が及ぶと思います。関係のない家族にまで一族郎党にまで累が及んで、そうして家族あげて罰金を払わなきゃいけない。こんなような状態まで陥られる、まさに人権を個人から逆に家族へ広めていく。こういうですね、基本法案だと思いますけれども、そういう意味でいかがでございましょう。

山田議員

はい、お願いします。

内閣官房：早川氏

まず死刑の、罰則のお話ですが、本法は先ほど出てきました国家機密法とか、前回の、いわゆるスパイ防止法というものではなくって、特定秘密の漏えいを防止するために、どうやって保護するのかっていう観点で検討をしております。したがって、その罰則も特定秘密を漏えいを防止を図る観点で、どういう法定刑が適切であるのかというのを、他の法令

の罰則を検討しながら検討いたしました。たとえばで申しますと、懲役 10 年と言っておりますのは、営業秘密の不正取得、あるいは軽度で言いますと詐欺、それから MDA 法って我々申しております特別防衛秘密に関する法律、そういうものに関しては、罰則が 10 年と、漏えいの罰則が 10 年という、すみません、不正取得とか漏えいの場合、MDA 法の漏えいの場合 10 年とありますので、そういう形でそういうさまざまな法律のバランスを見ながら 10 年という規定をさせていただいたものであります。それから情状、22 条の規定の話ですが、まさにここで 10 年以下の懲役に処し、又は情状により 10 年以下の懲役及び一千万円以下の罰金とありますが、それは先ほどもご質問がありましたとおり、ほかの例としては、覚せい剤の取締法でのこういう規定例がありますが、ここで言う趣旨とはまさに秘密を漏えいするときに、お金を積まれて不正な獲得をして、そういう形で漏えいをする場合もありますので、こういう形の罰則を規定させていただいたというものであります。

山田議員

それじゃもう最後、ひとつにしたいと思いますが。三宅さん手を挙げてる。はい、じゃあ。

三宅氏

すみません、お時間いただきましてありがとうございます。第 9 条のところで、外国に対する情報提供ですけれども、保護するために処置をきちっと講ずることをしてる国には、まあ、提供するというようなことなんですけど、その国で、たとえばアメリカだったとして、そこには大変厳しい罰則だとか適正評価があるわけなんですけれども、こちらでの適正評価であるとか、そういうことが同じでないと、簡単に外国のほうから漏れてしまうということが起こり得ると思うんですけれども、このことに関してどうなんでしょうか。

内閣官房：早川氏

まさに今、どちらかと言いますと反対の状況でありまして、そこでこの法律が必要だと申し上げておるんですが。まず情報交換するときには、それぞれで情報が保全されていると言うか、保護されているっていうことが前提になるわけですが、外国ではこういう種の情報扱うときに適性評価があったり、適正評価をいわゆるクリアランスって外国では言ってますが、そういうものを受けた者のみが扱うとか、あるいは、相当重い罰則を規定しておるわけですが、我が国のなかでは、そういう適性評価制度っていうのが法律上の制度としてありませんし、罰則についても、一般の守秘義務であれば、自衛隊以外のものに関しては 1 年以下の懲役であると、そういう制度になっておるわけでありまして、そういう意

味で情報交換をより行うためにも秘密の保護が確立されていることが必要と考えております。逆に我が国においても、我が国の、こういう重要な秘密というものを外国に対して提供する場合には、当然外国において、その秘密の保護の措置がなされていなければならないということで9条のような規定を設けたものであります。

三宅氏

すみません、ちょっとアメリカでの話で申し訳なかったんですけど、確かにアメリカは罰則は厳しいけれども公開はされると、そういう面があると思います。適性評価についてもここまで厳しく、家族まで及ぶほどされてるかどうかというところもあると思うんですけども、他の国々もまた違うと思いますので、そのことも踏まえて質問させていただきました。

山田議員

ありがとうございました。一通り質問、他にもたぶんあると思うんですけど、ちょっと時間が12分過ぎてしまいました、退場のお時間でございます。確かに今回、まだまだ十分な議論が進んだ状況ではないと。いくつか、要は行き違いとかですね、まだわからない点があると思いますけど、いずれにしてもここからひとつ国会論戦にもなってもらいます。ということも踏まえてですね、この勉強会としては、今日の内容も議事録にあげさせていただいて、広く公開していきたいというふうに思います。今回市民の方を含めて150名の方々にご参加いただきました。私の司会もちょっと拙くて、時間のほう、それから議事進行のほう十分ではなかったと思います。反省点もありますけども、何とか3回、合計6時間近く、本件の内容、省庁交渉という形でやっていただきました。いずれにしても、できるだけ丁寧にとということで、たぶんご回答いただいたんだとこういうふうに思いますが、省庁の方々、お時間をいつも取っていただきまして、ご参加いただき本当にありがとうございます。改めて主催者を代表して御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。そして皆さんもですね、お忙しいなかこの勉強会にお越しいただきましてありがとうございます。これから、勉強しただけではダメだと思います。この内容を踏まえてですね、この法律の問題点をもう一度明らかにして対応していくと。非常に問題はまだまだ多いということもはっきりしてきましたし、今回の件、必ず活用をして国会活動、それから立法活動に、役に立たせていきたいと、こういうふうに思っております。もう一度締めくくりに呼びかけ人の福島さん、いいですか。どなたか、じゃあ、せっかくなんで。

福島議員

そしたら、1点だけ。

山田議員

1点だけ、言いたい。

福島議員

秘密保護法は、私は他人事でない秘密保護法というのが、ほんとに大事で、私たち国会議員も市民もジャーナリストも逮捕されるかもしれないという、今日のなかでも、ほんとにまだまだわからない点や平行線になってる点で質したいことはたくさんあります。秘密保護法、今の法律で十分で、秘密保護法は明らかに、作る、こんなたくさん穴があって、いっぱい問題がある秘密保護法をほんとに作る必要はないというふうに思っていますが、これから勉強と運動と、それから共有と、またしっかりやっていきましょう。またご参加ください。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

(拍手)

山田議員

それでは、お開きにしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

* 議事に関しては誠実に議事録を作成したつもりですが、一部文意を通すために、山田太郎参議院議員の責任により、加筆修正している部分もあります。

* 本件議事録についてのご質問等については山田太郎事務所(03-6550-0708)までご連絡ください。